
新環境センター整備事業

リスク管理方針書

令和4年10月

大分市

1. リスク管理方針書の目的

大分市（以下「市」という。）は、「新環境センター整備事業（以下「本事業」という。）」を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づき、B T O 方式により実施する。

この事業を効率的、かつ、円滑に進めるためには、多種多様なリスクを市と事業者で適正に分担することが必要である。

リスク管理方針書は、本事業の実施に関するリスクを抽出し、「リスクを管理できるものが当該リスクを分担する」という考え方のもとで、事業の実施に際して、発生する可能性のあるリスクの抽出、市と事業者のリスク分担の考え方や対応策を検討することにより、リスクが顕在化した場合でも影響を最小限に留める仕組みを構築すること及びリスク管理を徹底し、事業の安定性・安全性の担保に資することを目的とする。

2. 事業実施に係るリスク抽出シートの位置付け

「事業実施に係るリスク抽出シート」に示すリスク内容は、本事業において、市が現時点で想定している事業リスク（新環境センター整備事業入札説明書 別紙 4 参照）のうち、特に重要と考えられるリスクを細分化したものである。

事業実施に係るリスク抽出シート

(○は主たるリスク、
△は従たるリスクを示す)

| 項目 | No. | リスクの内容 | | | 市 | 事業者 | | 市が負担するリスクへの対応等 | 事業者が負担するリスクへの対応等 | 事業者が負担するものを担保する方法(市での対応策) | 対象となる契約等(事業契約書) | | |
|--------------|-----------|----------------------------------|--|--|------------------------------|-----|----|----------------|-------------------------------------|--|---|--|---|
| | | 事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項 | 想定される事業推進への影響 | 発生する経費(想定) | | 設計 | 運営 | | | | | | |
| 1. 共通 | | | | | | | | | | | | | |
| 制度関連 | 法令等の変更リスク | 1 | 本事業に直接関連する | 法制度・許認可の新設、変更により事業の変更が必要になった場合 | 工期延長、運営開始の遅延 | ○ | | | 事業者の業務変更に係る経費を負担 事業者の損害を負担(条件付き) | | 15条：設計の変更 34条：工事の一時停止 36条：設計・建設期間変更の場合の費用負担 | | |
| | | 2 | 上記以外 | 法制度・許認可の新設、変更により事業の変更が必要になった場合 | 運営休止、事業内容の変更 | | ○ | ○ | | 事業者が追加経費を負担 市の損害を負担(条件付き) | 事業者が負担する旨を規定 | 40条：運営開始の遅延 66条：法令変更及び不可抗力 別紙3：法令変更による費用の負担割合 | |
| | 税制度変動リスク | 3 | 事業者の利益に課される税(法人税等)の負担が変動する場合 | - | - | | | ○ | ○ | | 事業者が追加経費を負担 | 事業者が負担する旨を規定 | 66条：法令変更及び不可抗力 別紙3：法令変更による費用の負担割合 |
| | | 4 | 税制度の変更等により事業者における税負担が変動する場合 | - | - | ○ | | | | 事業者の増額経費を負担 | | | 66条：法令変更及び不可抗力 別紙3：法令変更による費用の負担割合 |
| | 政策変更リスク | 5 | 市の政策方針の転換等により事業の実施が不可能となる場合 | | 事業の中止、事業の再構築 | ○ | | | | 契約の解除 事業者の実施分の経費を負担 損害賠償 | | | 69条：発注者の任意解除権 74条：違約金等 81条：本事業終了に際しての措置 |
| | | 6 | 市の政策方針の転換等により事業の変更が必要になった場合 | | 工期延長、運営開始の遅延 運営休止、事業内容の変更 | ○ | | | | 事業者の業務変更に係る経費を負担 損害賠償 | | | 15条：設計の変更 34条：工事の一時停止 36条：設計・建設期間変更の場合の費用負担 40条：運営開始の遅延 96条：要求水準書等の変更 |
| | 許認可リスク | 7 | 事業者が実施する許認可取得の遅延により事業の変更が必要になった場合 | | 工期延長、運営開始の遅延 運営休止、事業内容の変更 | | | ○ | ○ | | 事業者が追加経費を負担 市の損害を負担 | 事業者が負担する旨を規定 | 9条：許認可・届出等 35条：設計・建設期間又は工程の変更 36条：設計・建設期間変更の場合の費用負担 40条：運営開始の遅延 62条：損害の発生 |
| | | 8 | 市が実施する許認可取得の遅延により事業の変更が必要になった場合 | | 工期延長、運営開始の遅延 運営休止、事業内容の変更 | ○ | | | | 事業者の増額分を負担 損害賠償 | | | 9条：許認可・届出等 35条：設計・建設期間又は工程の変更 36条：設計・建設期間変更の場合の費用負担 40条：運営開始の遅延 62条：損害の発生 |
| | 交付金リスク | 9 | 事業者の責による予定した交付金額が交付されない又は交付遅延 | - | - | | | ○ | | | 事業者が追加経費を負担 | 協議する旨を規定 | |
| | | 10 | その他の事由により予定した交付金額が交付されない又は交付遅延 | - | - | ○ | | | | 事業者の増額分を負担 | | | 8条：交付金 |
| 社会 | 住民対応リスク | 11 | 事業者の責による場合 | 本施設の設置そのものに対する住民反対運動等が発生した場合 | 工期延長、運営開始の遅延 運営休止、事業内容の変更 | ○ | | | 事業者の業務変更に係る経費を負担 事業者の増額分を負担 | | | 17条：本工事における近隣対策 | |
| | | 12 | 事業者の責による場合 | 上記以外の理由で住民反対運動等が発生した場合 | 工期延長、運営開始の遅延 運営休止、事業内容の変更 | | ○ | ○ | | 事業者の業務変更に係る経費を負担 事業者の増額分を負担 | 追加費用の負担を規定 | | 17条：本工事における近隣対策 |
| | 第三者賠償リスク | 13 | 事業者の責による場合 | 事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化等維持管理の不備による事故等により第三者に及ぼす損害が発生した場合 | - | | | ○ | ○ | | 損害の負担 | 損害賠償を規定 第三者賠償責任保険への加入を義務付け | 37条：第三者に対する損害 47条：運営業務 62条：損害の発生 要求水準書：第三者保険加入への義務付け |
| | | 14 | 事業者の責による場合 | 上記以外で第三者に及ぼす損害が発生した場合 | - | ○ | | | | 第三者賠償を負担(第三者が加害者の場合は一時的に負担。市より加害者に請求。) | | | 37条：第三者に対する損害 62条：損害の発生 |
| | 環境保全リスク | 15 | 事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等に関する環境アセス結果の超過及び法令上の規制基準不適合等が発生した場合 | | 事業内容の変更 施設停止 | | | ○ | ○ | | 事業者の業務変更(改修等を含む)に係る経費を負担 ペナルティの発生 | 追加費用の負担を規定 ペナルティルールを規定 | 27条：設計・建設業務遂行上の公害対策及び環境保全 42条：性能保証 61条：モニタリングの実施 65条：対価の減額 別紙7：モニタリング及び対価の減額 入札説明書：別紙6 |
| 物価変動リスク | 16 | 建設段階のリスク | 物価変動により、建設費が変動する場合 | - | | △ | ○ | | 物価変動費を負担 | 一定の範囲内は負担 | 見直しルールを規定 | 64条：対価の改定 別紙8：対価の金額と改定、支払いスケジュール 入札説明書：別紙3 | |
| | 17 | 運営段階のリスク | 物価変動により、運営費が変動する場合 | - | | ○ | | △ | 物価変動費を負担 | 一定の範囲内は負担 | 見直しルールを規定 | 64条：対価の改定 別紙8：対価の金額と改定、支払いスケジュール 入札説明書：別紙3 | |
| 金利変動リスク | 18 | 建設段階のリスク | 金利上昇に伴うコストの増大となる場合 | - | | ○ | | | 事業者提案を踏まえて設定 | | | 64条：対価の改定 別紙8：対価の金額と改定、支払いスケジュール 入札説明書：別紙3 | |
| | 19 | 運営段階のリスク | 金利上昇に伴うコストの増大となる場合 | - | | ○ | △ | | 金利変動費を負担 | 一定の範囲内(運営開始後10年間分)は負担 | 見直しルールを規定 | 64条：対価の改定 別紙8：対価の金額と改定、支払いスケジュール 入札説明書：別紙3 | |
| 不可抗力リスク | 20 | 天災等の不可抗力による損害が大きく、事業の実施が不可能となる場合 | | 事業の中止、事業の再構築 | | ○ | △ | △ | 契約の解除 建設事業者の業務変更に係る経費を負担 | 一定の範囲内は負担 | 負担ルールを規定 | 66条：法令変更及び不可抗力 別紙4：不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合 | |
| | 21 | 天災等の不可抗力による損害が発生し、修復のため遅延が発生する場合 | | 工期延長、運営開始の遅延 運営休止、事業内容の変更 | | ○ | △ | △ | 災害復旧費を負担 建設事業者の業務変更に係る経費を負担 | 一定の範囲内は負担 | 負担ルールを規定 | 15条：設計の変更 34条：工事の一時停止 36条：設計・建設期間変更の場合の費用負担 38条：本施設への損害 40条：運営開始の遅延 66条：法令変更及び不可抗力 別紙4：不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合 | |

事業実施に係るリスク抽出シート

(○は主たるリスク、
△は従たるリスクを示す)

| 項目 | No. | リスクの内容 | | | 市 | 事業者 | | 市が負担するリスクへの対応等 | 事業者が負担するリスクへの対応等 | 事業者が負担するものを担保する方法(市での対応策) | 対象となる契約等(事業契約書) | |
|----------------------|-----|--|---|--------------|---------------------------------|-----|----|----------------|-------------------------------|---------------------------------------|--|---|
| | | 事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項 | 想定される事業推進への影響 | 発生する経費(想定) | | 設計 | 運営 | | | | | |
| 2. 設計・建設・運営段階 | | | | | | | | | | | | |
| 工事遅延リスク | 22 | 市の責による場合 | 市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大によるものにより工事が遅延した場合 | 工期延長、運営開始の遅延 | (設計・建設段階)既存施設の延命費、事業者の業務費(増加分) | ○ | | | 事業者の業務変更に係る経費を負担 事業者の損害を負担 | | 15条：設計の変更 34条：工事の一時停止 35条：設計・建設期間又は工程の変更 36条：設計・建設期間変更の場合の費用負担 40条：運営開始の遅延 | |
| | 23 | 事業者の責による場合 | 施設設計の遅れ、調達遅れ、工事の未完工など事業者の事由により工事が遅延した場合 | 工期延長、運営開始の遅延 | (設計・建設段階)既存施設の延命費、事業者の業務費(増加分) | | ○ | | | 事業者が追加経費を負担 市の損害を負担 | 事業者が負担する旨を規定 | |
| 性能リスク | 24 | 建設段階のリスク | 試運転、引渡性能試験の結果、契約で規定した要求水準等に未達の場合 要求水準不適合(施工不良を含む)の場合 | 工期延長、運営開始の遅延 | (設計・建設段階)対応費、業務変更に係る経費 | | ○ | | | 事業者が追加経費を負担 市の損害を負担 | 事業者が負担する旨を規定 | 32条：発注者による完成確認 42条：性能保証 |
| | 25 | 運営段階のリスク | 運営モニタリング結果 停止基準値の未達成の場合 | 運営休止、事業内容の変更 | (運営段階)対策費、外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費 | | | ○ | | 事業者が追加経費を負担 調査費、改善費を負担 ペナルティの発生 | 追加費用の負担を規定 ペナルティルールを規定 | 61条：モニタリングの実施 65条：対価の減額 別紙7：モニタリング及び対価の減額 入札説明書：別紙6 |
| | 26 | | 要監視基準値の未達成 | 事業内容の変更 | (運営段階)対策費、業務変更に係る経費 | | | ○ | | 事業者が追加経費を負担 | 事業者が負担する旨を規定 | |
| | 27 | | 要求水準の未達成 | 運営休止、事業内容の変更 | (運営段階)対策費、外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費 | | | | ○ | 事業者が追加経費を負担 調査費、改善費を負担 ペナルティの発生 | 追加費用の負担を規定 ペナルティルールを規定 | 61条：モニタリングの実施 65条：対価の減額 70条：受注者の債務不履行等による解除 別紙7：モニタリング及び対価の減額 入札説明書：別紙6 |
| ごみ質の変動 ごみ量の変動 | 28 | 実処理量と計画ごみ量との変動が生じた場合のコスト変動 | | - | (運営段階)用役費の増加 | ○ | | | 増減分を負担(変動費として対価支払い) | | 57条：ごみ量 63条：対価の支払い 別紙8：対価の金額と改定、支払スケジュール 入札説明書：別紙3 | |
| | 29 | 搬入する一般廃棄物等のごみ質が契約に規定する範囲内で変動した場合 | | - | (運営段階)用役費の増加 | | | ○ | 増減分を負担 | 対価支払いルールを規定 | 58条：ごみ質 63条：対価の支払い 別紙8：対価の金額と改定、支払スケジュール 入札説明書：別紙3 | |
| | 30 | 搬入するごみ量、ごみ質が契約に規定する以上に著しく変動した場合のコスト変動 | | - | (運営段階)用役費の増加 | ○ | | △ | 増減分を負担 | 増減分を負担 | 協議を規定 | |
| | 31 | 災害廃棄物等によりごみ質・ごみ量が変動した場合のコスト | | - | (運営段階)用役費の増加 | ○ | | △ | 増減分を負担 | 増減分を負担 | 協議を規定 | 53条：災害発生時等の協力 63条：対価の支払い 96条：要求水準書等の変更 |
| 不適物混入リスク | 32 | 搬入されるごみ等に不適物が混入していた場合のコスト増大(事業者の善良なる管理者の注意義務をもっても排除できない場合) | | 運営休止(故障)、修繕 | (運営段階)対策費、修繕費 | ○ | | | 対策費、修繕費を負担 事業者の損害を負担 | | | |
| | 33 | 善良なる管理者の注意義務違反の場合のコスト増大 | | 運営休止(故障)、修繕 | (運営段階)対策費、修繕費 | | | ○ | 対策費、修繕費を負担 | 善良なる管理者の注意義務を尽くした旨の証明を規定 | 47条：運営業務 | |
| 施設破損 | 34 | 事故・火災等による修復等にかかるコスト増大 | | 運営休止(故障)、修繕 | (運営段階)対策費、修繕費 | | | ○ | 対策費、修繕費を負担 | 事業者が負担する旨を規定 | | |
| | 35 | 施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為等に起因するもの | | 運営休止(故障)、修繕 | (運営段階)対策費、修繕費 | | | ○ | 対策費、修繕費を負担 | 事業者が負担する旨を規定 | 47条：運営業務 62条：損害の発生 | |
| | 36 | ごみ収集車・搬入車、市の委託先に起因するもの | | 運営休止(故障)、修繕 | (運営段階)対策費、修繕費 | ○ | | | 対策費、復旧費を負担(一時的に負担。市より当事者に請求。) | | | |